

第1章 総則

(目的等)

第1条 この規程は、当グループのコンプライアンス及びリスク管理の態勢を定め、法令遵守における健全性及つ適切性の確保はもとより、企業倫理等に従った公正で透明性の高い企業活動を遂行するとともに、当グループの経営に著しい支障を及ぼすおそれのあるリスクを未然に防止することをその目的とする。

2 当グループにおいて「コンプライアンス」とは、法令、グループ共通規程及び各社固有規程、企業倫理並びに社会規範に基づき、良識をもって行動することをいう。

3 当グループにおいて「リスク」とは、当グループ又は当グループ各社に物理的、経済的又は信用上の損失又は不利益を生じさせる事項及びその可能性をいう。

(適用範囲)

第2条 この規程は、役員及び従業員に適用する。

第2章 当グループのコンプライアンス・リスク管理態勢

(グループ統括管理責任者)

第3条 当グループは、この規程の適正な運用のため、当グループのコンプライアンス・リスクに関する責任者（以下「グループ統括責任者」という。）を置く。

[以下、本条非公開]

(グループコンプライアンス・リスク管理委員会の設置)

第4条 当グループは、次条に定める業務を行うため、ホールディングスの取締役会の配下に、グループコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。

[以下、本条非公開]

(グループコンプライアンス・リスク管理委員会の業務)

第5条 グループコンプライアンス・リスク管理委員会の業務は、次に定めるとおりとする。

[以下、本条非公開]

(HD コンプライアンス担当部門)

第6条 グループ統括管理責任者は、HD コンプライアンス担当部門をして、次の事務を行わせる。

[以下、本条非公開]

第3章 当グループ各社のコンプライアンス・リスク管理態勢

(各社管理責任者)

第7条 当グループ各社は、この規程の適正な運用のため、当グループ各社のコンプライアンス・リスク管理に関する責任者（以下「各社管理責任者」という。）を置く。

2 各社管理責任者は、当グループ各社の代表取締役とする。

3 各社管理責任者は、当グループ各社の役員及び従業員によるコンプライアンス・リスク管理の全般に関わる事項を管掌し、自ら又は当グループ各社においてコンプライアンスに関する業務を所管する部門若しくは当グループ各社の各部門の長をして、そのコンプライアンス・リスク管理を徹底するための施策を実施する。

(当グループ各社の各部門の長の責務)

第8条 当グループ各社の各部門の長は、その部門に属する従業員のコンプライアンス・リスク管理について監督する責務を負い、また、グループ統括管理責任者、HD コンプライアンス担当部及び各社管理責任者の監督・指示に基づき、所管する業務においてコンプライアンス違反行為の未然防止に努めるとともに、コンプライアンスに関する諸施策を実施する。また、その部門に属する従業員からのコンプライアンスに関する相談に対する指導及び助言する。

第4章 コンプライアンス遵守

(遵守義務)

第9条 役員及び従業員は、この規程の内容及びコンプライアンスの重要性を深く認識し、また、次の事項を遵守してコンプライアンスを最優先して業務遂行にあらなければならない。

[以下、本条非公開]

2 当グループ各社は、業務委託先に対して、当社のコンプライアンス及びリスク管理に必要な範囲で、コンプライアンスを遵守させるよう努めなければならない。

(免責の制限)

第10条 役員及び従業員は、次の事項を理由として、この規程における責任を免れることはできない。

(1) 法令等及び当グループ又は当グループ各社の規程類について認知していないこと。

(2) 法令等及び当グループ又は当グループ各社の規程類について正しく理解していないこと。

(3) 当グループ又は当グループ各社の利益を図る目的で行ったこと。

(コンプライアンス違反に係る対応)

第11条 各社管理責任者及び当グループ各社の各部門の長は、コンプライアンス違反の発生した又はそのおそれがある場合、その事実関係を調査の上、必要に応じて関係部署及び外部専門家と連携し、当該コンプライアンス違反行為に起因する被害を最小限にとどめるための措置等を速やかに実施するとともに、再発防止策を構築する。

2 当グループ各社は、コンプライアンス違反行為を行った役員及び従業員に対して、当グループ又は当グループ各社において定める就業規則等により懲戒処分等することができる。

[以下、本条非公開]

第5章 リスク管理

(リスク管理の責務)

第 12 条 役員及び従業員は、この規程の内容及びリスク管理の重要性を深く認識し、次の事項を遵守して業務遂行にあたりリスク管理に努めなければならない。

[以下、本条非公開]

2 各社管理責任者及び当グループ各社の各部門の長は、前項第 3 号の場合において、必要に応じて関係部署及び外部専門家と連携し、リスクの顕在化に起因する被害を最小限にとどめるための措置等を速やかに実施するとともに、再発防止策を構築する。

[以下、本条非公開]

(リスク評価の実施等)

第 13 条 HD コンプライアンス担当部は、グループコンプライアンス・リスク管理委員会の決定に基づき、当グループにおけるリスク評価を定期的実施しなければならない。

2 HD コンプライアンス担当部は、ホールディングスの内部監査に関する業務を所管する部門に対し、前項により実施したリスク評価の結果を共有し、当該部門をしてリスク管理における実効的なモニタリングの実施に向けた協議を行う。

(リスク評価への協力等)

第 14 条 当グループ各社は、HD コンプライアンス担当部が実施するリスク評価について、これに要するアンケートやヒアリング等について協力しなければならない。

[以下、非公開]

以上